

【令和3年度】

一般事業主行動計画と女性活躍推進法の実績

一般事業主行動計画については

目標1：年10日以上有給休暇を付与されている職員について6日以上を全ての社員に実施する。

結果：年10日以上有給休暇を付与されている職員は6日以上の有休休暇を取得出来た。

目標2：月に2日をノー残業デーと設定し、その実施を行う。

結果：月に2日はノー残業デーの実施が出来た。

目標6：出産や子育てのため、退職された方には、その後において、再雇用を希望される場合は、基本的に再雇用を認めることとする。（毎年1名以上は実施する）

結果：該当者はなし

女性活躍推進法について

目標：年10日以上有給休暇を付与されている女性社員については6日以上の有給取得率を100%にする。

結果：全ての女性社員は6日以上有給休暇を取得できた。

目標：女性社員の年間平均残業時間を5時間以下にします。

結果：女性社員の年間平均残業時間は16時間半であった。